

第七十五号議案

仙台市手数料条例の一部を改正する条例

仙台市手数料条例の一部を改正する条例

仙台市手数料条例（昭和三十七年仙台市条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中第十四号を削り、第十五号を第十四号とし、第十六号から第八十六号までを一号ずつ繰り上げる。

附則

この条例は、令和三年九月一日から施行する。

理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正を考慮し、個人番号カード再交付手数料を廃止するため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第七十六号議案

仙台市介護保険条例の一部を改正する条例

仙台市介護保険条例の一部を改正する条例

仙台市介護保険条例（平成十二年仙台市条例第四号）の一部を次のように改正する。

第二条の三第一項中「第五十三条の二第二項第一号」を「第五十三条の三第二項第一号」に、「第四百四条の三第二項第二号」を「第四百四条の四第二項第二号」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

理由

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の改正に伴い、所要の規定の整備を行うため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第七十七号議案

仙台市特例児童扶養資金等に係る貸付金の償還の免除に関する条例の一部を改正する条例

仙台市特例児童扶養資金等に係る貸付金の償還の免除に関する条例の一部を改正する条例

仙台市特例児童扶養資金等に係る貸付金の償還の免除に関する条例（平成十五年仙台市条例第四十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「附則第七条第一項」を「附則第八条第一項」に改め、同条第二項中「附則第八条第一項」を「附則第九条第一項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令の改正に伴い、所要の規定の整備を行うため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第七十八号議案

仙台市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

仙台市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

仙台市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（昭和六十三年仙台市条例第五十二号）の一部を次のように改正する。

別表第一に次のように加える。

泉パークタウン朝日地区整備計画区域	仙台市泉区根白石字陰沼北及び同字針生山ノ内朝日の全部並びに実沢字桐ヶ崎屋敷、根白石字陰沼、同字銅谷明神下、同字原田、同字針生山及び同字行木沢東の各一部
-------------------	---

別表第二長喜城東地区整備計画区域の頁の次に次のように加える。

泉パークタウン朝日地区整備計画区域	戸建住宅 地区	次に掲げる建築物（専らその用途に供する建築物及びこれに附属する建築物（令第130条の5各号に掲げるものを除く。）に限る。）以外の建築物 ア 住宅 イ 兼用住宅 ウ 幼稚園 エ 幼保連携型認定こども園 オ 保育所	200平方メートル	道路（自転車歩行者専用道路を除く。）	1.5メートル以上
				自転車歩行者専用道路 すべての隣地	1メートル以上
店舗兼用住宅地区	ア 共同住宅、寄宿舎、下宿又は長屋 イ 神社、寺院、教会その他これらに類するもの ウ 公衆浴場 エ 病院 オ 法別表第2（る）項第1号（1）から（3）まで、（11）又は（12）の物品の貯蔵又は処理に供するもの カ 倉庫（建築物に附属するものを除く。）	200平方メートル	地区幹線道路（隅切を除く。）	2.5メートル以上	
			道路（地区幹線道路（隅切を除く。）及び自転車歩行者専用道路を除く。） 自転車歩行者専用道路 すべての隣地	1.5メートル以上	

	キ 自動車車庫（建築物に附属するものを除く。） ク 事務所			
センター ハウス地 区	ア 住宅	500平方 メートル	地区幹線道路 (隅切を除く。)	2.5メー トル以上
	イ 兼用住宅		道路 (地区幹線 道路 (隅切を除 く。)) 及び自転 車歩行者専用道 路を除く。)	1.5メー トル以上
近隣サー ビスA地 区	ウ 共同住宅, 寄宿舎, 下宿又は長 屋			
	エ 大学, 高等専門学校, 専修学校, 各種学校, 図書館その他これらに 類するもの			
	オ 神社, 寺院, 教会その他これら に類するもの			1メー トル以上
	カ 法別表第2 (る) 項第1号 (1) から (3) まで, (11) 又は (12) の物品の貯蔵又は処理に供するも の			
	キ 老人福祉センター, 児童厚生施 設その他これらに類するもの			
	ク 老人ホーム, 福祉ホームその他 これらに類するもの			1メー トル以上
	ク 公衆浴場			
	ケ 病院			
	コ 法別表第2 (る) 項第1号 (1) から (3) まで, (11) 又は (12) の物品の貯蔵又は処理に供するも の			
	サ 倉庫 (建築物に附属するものを 除く。)			
	ア 住宅	500平方 メートル	地区幹線道路 (隅切を除く。)	2.5メー トル以上
	イ 兼用住宅		道路 (地区幹線 道路 (隅切を除 く。)) 及び自転 車歩行者専用道 路を除く。)	1.5メー トル以上
ウ 共同住宅, 寄宿舎, 下宿又は長 屋				
エ 大学, 高等専門学校, 専修学校, 各種学校, 図書館その他これらに 類するもの				
オ 神社, 寺院, 教会その他これら に類するもの			1メー トル以上	
カ 法別表第2 (る) 項第1号 (1) から (3) まで, (11) 又は (12) の物品の貯蔵又は処理に供するも の				

		の キ 自動車車庫（建築物に附属するものを除く。）			
近隣カー ビスB地 区	ア 住宅 イ 兼用住宅 ウ 共同住宅、寄宿舎、下宿又は長屋 エ 大学、高等専門学校、専修学校、各種学校、図書館その他これらに類するもの オ 法別表第2（る）項第1号（1）から（3）まで、（11）又は（12）の物品の貯蔵又は処理に供するもの カ ホテル又は旅館 キ 自動車教習所 ク 畜舎 ケ 自動車車庫（建築物に附属するものを除く。） コ 自動車に直接燃料を供給するための施設又は自動車修理工場	1,500平方メートル	道路（自転車歩行者専用道路を除く。） 自転車歩行者専用道路 すべての隣地	3メートル以上 1メートル以上	

別表第五青葉通地区整備計画区域の項の次に次のように加える。

泉パークタウン 朝日地区整備計 画区域	店舗兼用住宅地 区	10メートル以下		
---------------------------	--------------	----------	--	--

別表第九長喜城東地区整備計画区域の項の次に次のように加える。

泉パークタウン 朝日地区整備計 画区域	戸建住宅地区	警察官派出所等	第3条 第7条
		ア 自動車車庫でその外壁等の面及びびさし等の先端が道路境界線より0.6メートル以上離れたもの イ 建築物で第8条の基準に適合しないこととなる部分の外壁等の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの	第8条

		<p>ウ 物置その他これに類する用途に供する建築物で、第8条の基準に適合しないこととなる部分の軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、当該部分の床面積の合計が5平方メートル以内であるもの（自動車車庫を除く。）</p>	
店舗兼用住宅地区	警察官派出所等	第7条	
区	ア 自動車車庫でその外壁等の面及びびさし等の先端が道路境界線より0.6メートル以上離れたもの	第8条	
センターハウス地区	イ 建築物で第8条の基準に適合しないこととなる部分の外壁等の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの		
	ウ 物置その他これに類する用途に供する建築物で、第8条の基準に適合しないこととなる部分の軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、当該部分の床面積の合計が5平方メートル以内であるもの（自動車車庫を除く。）		
近隣サービスA地区	警察官派出所等	第7条	
地区			
近隣サービスB地区			

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

泉パークタウン朝日地区計画の区域内の建築物に関する制限を定めるため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第 79 号議案

市道路線の認定及び廃止に関する件

市道の路線を次のとおり認定し、及び廃止することにつき、道路法第 8 条第 2 項（同法第 10 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定により、議決を求める。

1 認定するもの

路 線 名	起 終 点
沖 野 七 丁 目 15 号 線	仙台市若林区沖野七丁目389番6 同 388番
河 原 町 二 丁 目 5 号 線	仙台市若林区河原町二丁目304番 同 405番1
長 喜 城 山 神 1 号 線	仙台市若林区長喜城字山神6番1 同 4番
長 喜 城 山 神 2 号 線	仙台市若林区長喜城字山神22番2 同 4番
長 喜 城 山 神 3 号 線	仙台市若林区長喜城字山神1番2 同 1番3
長 喜 城 山 神 4 号 線	仙台市若林区長喜城字屋敷34番 同 長喜城字山神22番2
長 喜 城 山 神 5 号 線	仙台市若林区長喜城字山神36番 同 23番1
長 喜 城 山 神 6 号 線	仙台市若林区長喜城字山神20番1 同 21番1
長 喜 城 山 神 7 号 線	仙台市若林区長喜城字山神8番 同 8番
長 喜 城 山 神 8 号 線	仙台市若林区長喜城字山神6番1 同 8番
長喜城山神歩行者専用道路1号線	仙台市若林区長喜城字山神6番1 同 6番1
遠 見 塚 一 丁 目 5 号 線	仙台市若林区遠見塚一丁目10番23 同 18番8
八 木 山 南 二 丁 目 1 号 線	仙台市太白区八木山南二丁目1番28 同 1番85
八 木 山 南 二 丁 目 2 号 線	仙台市太白区八木山南二丁目1番71 同 1番58
八 木 山 南 二 丁 目 3 号 線	仙台市太白区八木山南二丁目1番103 同 1番95
八 木 山 南 二 丁 目 4 号 線	仙台市太白区八木山南二丁目1番116 同 1番111
八木山南二丁目歩行者専用道路1号線	仙台市太白区八木山南二丁目1番80 同 1番63

八木山南二丁目歩行者専用道路2号線	仙台市太白区八木山南二丁目1番36 同 1番51
西多賀五丁目4号線	仙台市太白区西多賀五丁目22番67 同 19番103
上谷刈27号線	仙台市泉区上谷刈五丁目208番2 同 上谷刈四丁目11番11

2 廃止するもの

路 線 名	起 終 点
山 神 線	仙台市若林区長喜城字山神9番 同 13番5
遠 藤 西 山 神 線	仙台市若林区長喜城字山神6番 同 長喜城字屋敷27番

第 80 号議案

専決処分事項に関する件

地方自治法第179条第1項の規定により、特に緊急を要した次の事項について別紙のとおり専決処分したことにつき、同条第3項の規定により、報告し、承認を求める。

- 1 令和3年度仙台市一般会計補正予算（第3号）
- 2 令和3年度仙台市一般会計補正予算（第4号）

1 令和3年度仙台市一般会計補正予算（第3号）

令和3年度仙台市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,201,520千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ598,013,342千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年5月7日

仙台市長 郡 和子

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
20 県支出金		44,085,372	3,180,000	47,265,372
	2 県補助金	21,647,060	3,180,000	24,827,060
23 繰入金		46,570,111	21,520	46,591,631
	2 基金繰入金	45,456,201	21,520	45,477,721
歳入合計		594,811,822	3,201,520	598,013,342

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6 経済費		53,665,341	3,201,520	56,866,861
	1 商工費	50,001,266	3,201,520	53,202,786
歳出合計		594,811,822	3,201,520	598,013,342

2 令和3年度仙台市一般会計補正予算（第4号）

令和3年度仙台市の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,478,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ604,491,342千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年5月14日

仙台市長 郡 和子

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
19 国庫支出金		97,217,314	595,753	97,813,067
	2 国庫補助金	18,258,834	595,753	18,854,587
20 県支出金		47,265,372	5,100,000	52,365,372
	2 県補助金	24,827,060	5,100,000	29,927,060
23 繰入金		46,591,631	782,247	47,373,878
	2 基金繰入金	45,477,721	782,247	46,259,968
歳入合計		598,013,342	6,478,000	604,491,342

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6 経済費		56,866,861	6,478,000	63,344,861
	1 商工費	53,202,786	6,478,000	59,680,786
歳出合計		598,013,342	6,478,000	604,491,342

第 81 号議案

仙台市人事委員会の委員の選任に関する件

仙台市人事委員会の委員飯島淳子は令和 3 年 8 月 12 日に任期を満了するので、別紙の者を後任の委員に選任することにつき、地方公務員法第 9 条の 2 第 2 項の規定により、同意を求める。

※上記別紙の者は、飯島淳子

第 82 号議案

仙台市固定資産評価員の選任に関する件

仙台市固定資産評価員遠藤理は令和 3 年 6 月 7 日に辞任したので、別紙の者をその後任に選任することにつき、地方税法第 404 条第 2 項の規定により、同意を求める。

※上記別紙の者は、佐藤純一